

令和3年度（2021年度） 神奈川県職員採用選考のお知らせ （保健師（経験者））

神奈川県が求める人材像

- 使命感・情熱にあふれ、県民目線に立って職務を遂行する人
 - 高い専門性と課題解決力を有する人
 - チャレンジ精神にあふれ、アグレッシブに行動する人
-

<保健師（経験者）採用選考の概要>

採用予定人員

15人

職務の内容

保健福祉事務所等における保健指導、本庁機関における保健師業務の企画調整等

※ 一定期間、県における職務を経験した後、市町村に派遣され、保健指導等を行う場合があります。

採用予定日

令和3年10月1日（原則）

（令和3年10月1日以降の採用についても相談可）

- ◎ 新型コロナウイルス感染症の影響・災害等で選考が実施できないなど緊急のお知らせは、職員採用選考に関する緊急のお知らせ（https://www.pref.kanagawa.jp/docs/s6d/senkou/kinkyu_r03.html）で行います。選考実施の変更等がある場合も、同ホームページに掲載しますので、適宜、御確認ください。
- ◎ フルタイムの経験だけでなく、週29時間以上かつ継続勤務6か月以上のパートタイム勤務の経験も、3/4換算した上で必要な職務経験年数に加算することが可能です。
- ◎ 必ず電子申請で申し込んでください。
（電子申請により申込みができない方は、土日祝日を除いた申込期限（P.7参照）の4日前までに健康医療局総務室総務グループ〔電話(045)210-4618〕に必ず御連絡ください。）

1 受験資格

受験資格

昭和 37（1962）年 4 月 2 日から平成 3（1991）年 4 月 1 日までに生まれた人で、保健師免許取得後、看護師あるいは保健師として業務に従事した経験（以下、保健師等経験という。）を 9 年以上有する人（令和 4（2022）年 3 月までに 9 年になる人を含む。）

- ◎ 受験を希望する外国籍の方は、P. 5「受験を希望する外国籍の方へ」を御覧ください。
- ◎ 次のいずれかに該当する人は、受験できません。
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・ 神奈川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするものを除く。）
- (注 1) 「保健師等経験」は、社員・職員（正規・非正規は問いません。週当たりの勤務時間が 29 時間以上の人該当します。）として、6 か月以上継続して就業していた期間が該当します（産前産後の出産休暇を除き、在職中に 3 か月以上勤務していない期間は換算できません。）。職務経験が複数の場合は通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職務経験に限ります。
- (注 2) 「保健師等経験」は、月初から月末までを 1 か月と換算し、1 か月未満の端数は、その端数をすべて合算して、30 日をもって 1 か月と換算します。さらに 1 か月未満の端数が生じたときは、これを 1 か月とみなします。なお、週当たりの勤務時間が 29 時間以上かつ勤務形態がパートタイム（1 週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者（正社員・正規職員）に比べて短い勤務形態）の場合は、職務経験年月（月に換算）と日にそれぞれ 3/4 を乗ずるものとします。
- (注 3) 「保健師等経験」には、公務員、法人職員又は病院等の職務経験を含めます。また、現在、神奈川県職員（任期の定めのある職員を除く。）である人は、この選考の申込みはできません。
- (注 4) 「保健師等経験」には、助産師として業務に従事した経験を含みます。
- (注 5) 合格発表後、職務経験期間を確認するために職務経歴証明書を提出していただきますが、これにより受験資格を満たしていることが証明できないと判断された場合は、採用されません。

2 選考の方法

種目	方法	内容	配点	時間
経験小論文 考 査	記述式 1 題必須解答 800 字程度	保健師あるいは看護師としての 職務経験に関する小論文考査	100 点	—
口 述 考 査	職務面接 1 回	職務経験を通じて得た専門的知識・実務能力等についての考査	100 点	1 人 約 20 分
人 物 考 査	個別面接 1 回	人柄、性向等についての考査	200 点	1 人 約 20 分

3 選考の日時、場所及び合格発表

種目	日時	場所	合格発表
経験小論文考査	受付期間 令和3年6月4日（金）から 6月10日（木）午後5時まで （受信有効）	電子申請で提出	7月中旬（予定） 合否にかかわらず、 文書で通知します。
口述考査 及び 人物考査	令和3年6月26日（土）、 27日（日）の指定する1日 （日時は、受付通知（経験小 論文の提出確認後に通知）に 記載します。）	横浜市内 （受付通知（経験小 論文の提出確認後に 通知）に記載しま す。）	

（注1）口述考査及び人物考査日の10日前頃に電子申請システムに受付通知を登録します。なお、受験番号は、口述考査及び人物考査当日に受付でお知らせします。

（注2）経験小論文考査の論文題は、受験申込期間（P. 7参照）終了後、電子申請システムに登録します。

（注3）経験小論文考査の受付期間中に経験小論文の提出がなかった場合は、辞退したものとみなします。（受付期間を過ぎて提出された経験小論文は、一切採点しません。）

（注4）口述考査及び人物考査当日、受付終了後は、受験できません。ただし、鉄道等の不通、遅れによるときは、鉄道機関発行の遅延証明書の提出を条件として受験を認める場合があります。

（注5）口述考査及び人物考査当日、所定の着席時刻に着席していない場合は、受験できません。

（注6）口述考査及び人物考査当日、人物考査の参考とするため、性格等について、質問紙法による検査を実施します。

4 口述考査及び人物考査当日の注意事項

- ◎ 次のものを忘れないでください。
 - ・ボールペン ・マスク ・体温測定結果確認票
- ◎ ペットボトル等のゴミは、選考会場や駅周辺等に捨てずに各自持ち帰ってください。
- ◎ 携帯電話等外部との通信が可能な機器類を考査時間中に操作することは禁止します。
- ◎ 試験係員の指示に従わない場合は、失格となることがあります。
- ◎ 温度調節のできる服装でお越しください。

5 合格者の決定方法等

- ◎ 考査種目ごとに合格最低基準がありますので、一種目でも当該基準に達しない場合、不合格となります。
- ◎ 期限内に経験小論文が提出されていない場合は、その後の考査を受験できません。
- ◎ 合格者は各種目の合計得点の高い順に決定します。
- ◎ 受験資格がないこと又は申込内容に虚偽の記載がなされたことが判明した場合は、その後の考査を受験できません。合格している場合は合格を取り消します。

6 合格発表の方法について

合格の発表は、合否にかかわらず受験者全員に文書で通知します。

※ 選考会場周辺において、有料で合格電報等の受付を行っている場合がありますが、本県とは一切関係がありません。また、合否についての電話によるお問合せには応じられません。

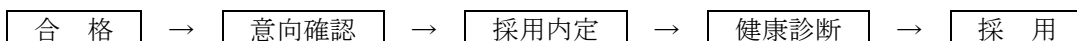
7 選考結果の開示について

- ◎ この採用選考の結果については、受験者全員に対して、順位、総合得点、種目別得点及び合格最低基準に満たなかった種目を選考結果の「通知書」に掲載して郵送します。

8 合格から採用まで

- ◎ 合格者に対し、意向確認等を行い、採用者を決定します。なお、受験資格の確認において、受験資格を満たしていることが証明できないと判断された場合は、採用されません。
- ◎ 外国籍の人で就職が制限される在留資格の人は、採用されません。
- ◎ 採用は、原則として令和3年10月1日です。なお、令和4年3月までに保健師等経験が9年に達する見込みの人は、保健師等経験が9年に達した月以降の採用となります。

採用されると、行政職給料表（1）の職務の級3級相当の主任技師となります。



9 勤務条件

- ◎ 保健師免許取得後、看護師あるいは保健師として9年業務に従事した経験を有する人の給与の月額、次表のとおりです。

(令和3年4月1日現在)

内容	採用時
給与月額	約272,000円

- ・ この額には、地域手当が含まれています。
 - ・ 9年を超える職歴がある人は、この額に一定の基準で算出された額が加算されます。(採用時の給与の月額の上限は、約392,000円です。)
 - ・ このほか、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
 - ・ 採用時の給与の月額については、今後の給与改定等により、上表記載の額から変動する場合があります。
- ◎ 受動喫煙防止措置として、採用後の就業場所は、敷地内禁煙(一部施設においては、屋外に喫煙場所設置)としています。

10 個人情報情報の取扱い

本選考の実施に際して収集した個人情報及び採用選考の結果については、人事委員会及び任命権者において、採用選考及び採用に関する事務の目的に限り、使用します。

受験を希望する外国籍の方へ

受験を希望する外国籍の方は、次の事項に注意してください。

1 考査問題・選考の方法は、日本国籍の人と同一です。

筆記考査は日本語による出題で、解答も日本語でしていただきます。

また、人物考査における面接はすべて日本語での質問・応答になります。

2 外国籍の人は、知事が定める一部の職務(県民等に対して身体・財産等の権利を制限することとなる職務など)を除いた職務を採用後担当します。

以上の事項を考慮のうえ、受験の申込みをしてください。

なお、不明な点やさらに詳しく知りたい点がある場合は、神奈川県健康医療局総務室総務グループ〔電話(045)210-4618〕までお問合せください。

身体障がいなどにより受験上の配慮を希望する方へ

1 拡大印刷問題での受験について

- ・ 視覚に障がいのある人で身体障害者手帳をお持ちの方は、希望により拡大印刷問題での受験ができます。

2 パソコン（ワープロ機能）での受験について

- ・ 身体障害者手帳を持ち、上肢機能障害の程度がおおむね3級以上で筆記が困難な人は、希望によりパソコン（ワープロ機能）の使用ができます。
※ パソコンは受験する人が用意してください。

3 その他

- ・ 車イスの使用を必要とする人は、着席場所等について配慮をします。
- ・ 聴覚に障がいのある人で手話通訳を必要とする人、点字による申込みを希望する人、その他身体障がい等のため受験上の配慮を必要とする人は、御相談に応じます。

上記のことを希望する方は、申込期間中に、神奈川県健康医療局総務室総務グループ
〔電話(045)210-4618、FAX(045)210-8863〕まで必ず連絡してください。

拡大印刷問題の文字の大きさ

(実際の大きさです。)

- ・ あいうえおかきくけこさしすせそをん
- ・ ざじずぜぞだぢづでどぱびぷぺぽ
- ・ 春夏秋冬月火水木金土日
- ・ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
- ・ A B C D E F G H I J K L M N O P
- ・ a b c d e f g h i j k l m n o p

申込方法等

- ◎ 必ず電子申請で申し込んでください。（電子申請により申込みができない方は、土日祝日を除いた申込期限の4日前までに神奈川県健康医療局総務室総務グループ〔電話(045)210-4618〕に御連絡ください。）

<p>申込方法</p>	<p>1 神奈川県職員採用選考のお知らせ（保健師（経験者））ページから、履歴書の電子データ（Excel ファイル）をダウンロードし、必要事項を入力してください。 神奈川県職員採用選考のお知らせ（保健師（経験者））ページ URL https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ka8/saiyou/hokennshi2021.html</p> <p>2 同ホームページから、e-kanagawa 電子申請システムに接続し、利用者情報を登録してください。その後、登録した ID を利用して e-kanagawa 電子申請システムにログインし、1 で作成したファイルや免許の写し等を登録し、受験申込みを行ってください。</p> <p>3 e-kanagawa 電子申請システムで、必ず申込内容の照会を行い、申込みが行われていることを確認してください。<u>申込みが確認できなかった場合は、すみやかに神奈川県健康医療局総務室総務グループまで御連絡ください。</u></p> <p>※ 電子申請システムでの申込方法については、神奈川県職員採用ホームページ（電子申請による申込み）を御覧ください。 URL https://www.pref.kanagawa.jp/docs/s6d/senkou/entry.html</p>
<p>申込期間等</p>	<p>令和3年5月6日（木）午前9時から同年6月1日（火）午後5時まで（受信有効）</p> <p>※ 電子申請申込受付期間中に正常に受信したものを有効とします。</p> <p>※ 受験申込期限直前は、システムが混み合うおそれがあるため、余裕を持って申し込んでください。</p> <p>※ システム機器の保守点検等により、電子申請申込受付期間中にシステムを停止する場合がありますので、御注意ください。使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。</p>
<p>添付書類</p>	<p>1 入力済みの履歴書の電子データ（神奈川県職員採用選考のお知らせ（保健師（経験者））ページからダウンロードし、必要事項を入力してください。）</p> <p>2 顔写真（選考日前6か月以内に撮影した写真（縦横比4：3、上半身・脱帽・正面向きのもの）を用意してください。）</p> <p>3 保健師免許証の写し</p> <p>4 看護師免許証の写し</p>
<p>受験申込み上の注意</p>	<p>・すべて日本語で入力してください。</p> <p>・住所欄には、建物名、部屋番号まで詳しく入力してください。また連絡可能な電話番号を入力してください。</p>

【問合せ先】

神奈川県健康医療局総務室総務グループ
 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
 電話(045)210-4618 FAX(045)210-8863

